

令和元年6月17日現在

機関番号：32689

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13345

研究課題名（和文）日本の南洋群島委任統治から学ぶ戦争責任と折衷的平和構築への教訓

研究課題名（英文）Learning from Japan's Mandate of Nanyo Islands about the War Responsibility and the Lesson for Hybrid Peacebuilding

研究代表者

上杉 勇司 (Uesugi, Yuji)

早稲田大学・国際大学院・教授

研究者番号：20403610

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：国際連盟の委任統治領として日本が統治した南洋群島でみられた統治者と被統治者の緊張関係は、現代の国連による暫定統治においても見受けられる。外部介入者として統治する側には、無意識の差別意識がはたらき、それが現地社会の人々の反発を招く結果となる。その関係は、日本の敗戦後も続き、日本人の記憶のなかに、かつて日本が委任統治をし、アジア・太平洋戦争における激戦区となった南洋群島の人々の姿が霞んできた。日本から移民として南洋群島に渡った沖縄県民と本土からの南洋庁の役人（海外赴任）との間に階層性がみられ、現地社会に対する姿勢の違い（現地社会からの受容のされ方の違い）も明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

統治を成功させる鍵に統治する側として介入する外部者の姿勢（とりわけ、彼らと被統治者との関係性）が重要な要素であることが明らかになった。外部者統治者の正当性は常に現地社会の評価にさらされる。南洋群島における日本の委任統治の特徴として、移民者が生活者として介入することで、南洋庁（統治者）と現地社会との間をつないでいた点が挙げられる。これは、国連による暫定統治において、統治だけでなく、社会経済復興・開発の担い手として、国際社会が介入することで、暫定統治に内在する現地社会との摩擦や緊張を緩和させる効果があることが明らかになった。この点は今後の外部者による暫定統治における正当性を担保する上で役に立つ。

研究成果の概要（英文）：A tension existed between those who govern and those who were governed in Nanyo Islands governed by Japan as a mandate of the League of Nations. A similar tension also exists in the context of transitional administration by the United Nations in the contemporary world. Those outsiders who were responsible for governing discriminated unconsciously those who were governed and this caused reactions on the side of those who were governed. This relationship continued to exist even in the aftermath of the Japan's defeat in the World War II. Japanese barely see peoples of the Nanyo islands in their historical memory although many died as a result of fierce battle took place on the islands during the Asia-Pacific War. There was an hierarchy among those who came to Nanyo. Okinawan who immigrated to Nanyo islands had different attitude towards the local society from those Japanese civil servants who were sent to govern the islands, which affected how local population saw them differently.

研究分野：平和構築、紛争解決

キーワード：南洋群島 委任統治 平和構築 暫定統治

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は二つの学問領域をまたぐテーマに焦点を当てたものであったため、研究開始当初には、先行研究は存在しない状況であった。研究代表者の専門領域である紛争後の平和構築における国連による暫定統治についての先行研究を十分に踏まえたうえで、研究代表者にとっては専門外である日本の委任統治の研究および日本の戦争・戦後責任についての先行研究との関連性を探することで、平和構築の研究において新しいヒントや発想を得ることを期待した。

2. 研究の目的

新生国家の誕生にさいして国連による東ティモール暫定統治のような平和構築の取り組みがなされてきた。そこでは、現地社会の特性や現地社会が置かれた歴史・文化・政治的文脈を把握することが成功の鍵となるものの、現実には、そのような現地社会を重視する手法が採用されてきたとはいえない。第一次世界大戦以降、日本が第二次世界大戦に敗れるまでのあいだ、日本が太平洋島嶼地域を委任統治領として統治してきた。他の植民地宗主国とは異なり欧米ではない日本の過去の経験から、現代の暫定統治をつうじた平和構築に対して何らかの示唆や教訓を得ることを研究の目的とした。

3. 研究の方法

現代の平和構築において現地社会を重視した取り組みが採用されてこなかった背景には、国連においては欧米を中心とする価値観や先入観が支配的であるため、平和構築支援を外部より担う国連が倫理的高みに自らを置き、自らが正しいと考える価値観や制度を一方向的に押しつけてきたことがあると考えた。このような仮説を検証するうえで、平和構築に関連する先行文献を暫定統治の取り組みを中心に分析したうえで、日本による委任統治の実態を把握することに努めた。その手法としては、先行文献の渉猟と批判的分析を実施したうえで、本研究の主眼は既存のものとは異なるため、先行文献からは得られなかった実態の把握をするために、かつての日本の委任統治領に足を運び、資料・史料の渉猟と体験者への聞き取り調査を実施した。

4. 研究成果

現代と第一次世界大戦以降とでは、時空間的な違いがあり、かつ国連による暫定統治と日本による委任統治とでは、目的と趣旨が異なるため、有意義な比較をすることについては、慎重にならざるを得ないという前提を確認することができた。

とはいえ、異なる時代の異なる取り組みではあっても、他者による統治が現地社会の人々に受け入れられ、価値観や文化の変容を促すためには、外部介入者が、どのようなことに留意しなければならないのか、という問題認識については、重要な教訓を確認することができた。

もっとも重要だった相違点は、国連の暫定統治の目的は、当事国が自らの力で独立国家として統治ができるように促すことであり、早期の撤収が視野に入った取り組みであったが、日本の委任統治では被統治社会が将来的に独立国家となることを必ずしも前提としておらず、日本からの移民や直接投資による開発が実施されていた点である。日本が日本のために太平洋の島嶼を開発したことで、現地原住民の福利厚生は優先課題ではなく、日本の利益（とりわけ、太平洋戦争が始まる頃には、日本の戦略的利益）が最優先課題であった。

にもかかわらず、多くの地域において日本の施政は好意的に捉えられてきた。当時の現地原住民は、日本国の皇民とはなれず、日本人からのあからさまな差別があったにもかかわらず、太平洋戦争時には、日本人とともに戦うことを志願したものをいけば、日本の敗戦にさいして復讐がなされることはなく、むしろ日本人残留孤児を自らの子どもとして戦後は育ててきた。

日本の利他的な行為としての委任統治ではなく、自己利益の追求という動機があったため、試行錯誤があったものの開墾や産業育成（リン鉱山、サトウキビ）に成功してきた。その発展の過程で、現地原住民が恩恵にあずかることもあった。貧しい日本からの移民が生きるために血の滲むような努力して財をなす過程を実感するなかで、勤労や教育に対する現地社会の考え方も変容が自発的に生まれてきた。もちろん、移民ではなく一時的な務めとして赴任してきた南洋庁の官僚に対しては現地原住民の視線は厳しいし、移民のなかには素行不良で現地原住民の模範にならないばかりか反感を買ったものもいた。

さらに、日本が委任統治をするうえで、現地社会に存在した政治・社会制度を可能な範囲で、そのまま活用した点が特徴的である。日本の南洋庁は、教育制度、保険制度、土地所有権、警察・刑務所といった外来のものを導入し、日本語の使用を求めたり神社の建立などを推進したりしたが、間接統治を原則とし、伝統的社会に根づいた意思決定の根幹的な方法にまでは過度に侵食することはなかった。日本が開墾した土地や育成した産業は、日本の敗戦と日本人の強制帰還とともに衰退した。日本が導入した諸種の制度のうち、土地台帳など現在でも利用されているものもあったが、そのほとんどが日本の敗戦後に日本に代わって統治者となった米国によって根絶やしにされてしまったこともあり、現在では跡形もない。

南洋庁の官僚たちは、赴任先に骨を埋める覚悟はなく、中央政府の命令や自らのキャリアのために赴任してきたため、彼らによる統治は現地原住民からの反感を生みやすかった（とりわけ高給取りとなるため）むしろ他に行き場のない生活苦にあえぐ移民たちの生存努力や国策企業による自己利益を獲得するための投資や開墾によって、環境が徐々に変わり、現地の人々の生活様式や思考法が少しずつ変わっていった。しかし、日本によって導入された諸制度は、現

地社会に根づくことはむつかしく、日本の敗退と環境の変化によって衰退してしまった。

以上から得られた国連に対する教訓は、以下になる。伝統的な統治形態を生かしつつ、現地社会に受容されやすい形での新制度の導入を図ること。一時的に国連キャリアとして赴任する国際官僚ではなく、現地社会にて生計を立て成功を目指している起業家や実業家が暫定統治において主体的な経済活動をできるようにサポートすること（つまり、治安維持、法制度整備、インフラ整備など）が国連の役割となる。国連は価値主導組織であり、平和構築の雛形としての民主制と市場経済を導入してきたが、その方法については、結果の持続性という観点から見直す必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1. 上杉 勇司、国家建設と平和構築とつなぐ「折衷的平和構築論」の精緻化に向けて、*国際安全保障*、査読無、第 45 巻、第 2 号、2017、55-74
2. Brendan Howe and Yuji Uesugi、‘The Legality and Legitimacy of UN Peacekeeping Missions in East Timor’、*Waseda Global Forum*、査読有、No. 12、2016、81-107

〔学会発表〕(計 5 件)

1. Yuji Uesugi、‘UN Governance in East Timor’、APISA, the 12th Congress, 5-6 October 2018
2. Yuji Uesugi、‘Evaluating the Legitimacy of UN ‘Neo-Trusteeship’ in Timor-Leste: from a Viewpoint of Human Security of the ‘Locals’’, 人間の安全保障学会、第 7 回年次大会、2017
3. Yuji Uesugi、‘Interactive Hybrid Peacebuilding’、Asia-Pacific Conference、第 15 回年次大会、2017
4. Yuji Uesugi、‘Neo Authoritarianism in Timor-Leste’、New Authoritarianism in Asia, FES-APISA-Ewha Conference, Seoul 3–5 March 2016.
5. Yuji Uesugi、‘New Authoritarianism in International Peacebuilding’、Australian Political Studies Association, 2016

〔図書〕(計 4 件)

1. 上杉勇司、国家建設と平和構築をつなぐ「ハイブリッド論」、藤重博美他編、『ハイブリッドな国家建設—自由主義と現地重視の狭間で』、ナカニシヤ出版、2019 年、81-104.
2. 上杉勇司、「ハイブリッド」という共通軸でみた国家建設と SSR の力学、藤重博美他編、『ハイブリッドな国家建設—自由主義と現地重視の狭間で』、ナカニシヤ出版、2019 年、229-245.
3. 藤重博美・上杉勇司、ハイブリッドな国家建設：歴史的背景と理論的考察、藤重博美他編、『ハイブリッドな国家建設—自由主義と現地重視の狭間で』、ナカニシヤ出版、2019 年、1-20.
4. Yuji Uesugi、‘Chapter 6: Neo-Authoritarian Peace in Timor-Leste,’ in Brendan Howe (ed.), *National Security, Statecentricity and Governance in East Asia*, Palgrave (2017), 107-126.

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：三田貴；三田牧；須藤健一

ローマ字氏名：MITA, Takashi; MITA, Maki; SUDO, Kenichi

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。